

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 9510)

整理番号	111- 0012	調整年月日・契機	令和3年10月25日 (環境確保条例第116条第1項)		
所在地	大田区蒲田一丁目20番4、20番5、20番6 (地番)		大田区蒲田一丁目10番26号		
訂正年月日・契機	令和3年11月30日・区域の指定、令和4年2月25日・条例第116条の3第1項、第3項及び区域の指定の解除				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	東京変圧器株式会社	面積	0.00	m ² (汚染地)	4380.85 m ² (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項		平成28年5月から6月にかけて行われた自主調査の結果を引用 (指定調査機関：ユーロフィン日本環境株式会社 東京事務所)			
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		汚染土壌の掘削による除去：鉛及びその化合物 (含有量、溶出量)、六価クロム化合物 (溶出量)、ほう素及びその化合物 (溶出量)			
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 (健康被害の恐れがある場合は、その旨)		鉛及びその化合物—(表中第二号に該当)—			
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 (埋立地特例に該当する場合は、その旨)					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は 形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨		形質変更時要届出区域に指定 (指定年月日：令和3年11月25日—指定番号：指-1260号)— 令和3年12月23日全部解除			
備考					
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和3年7月8日	鉛及びその化合物	含有量基準		株式会社エンバイオ・エン ジニアリング
	令和3年7月8日	鉛及びその化合物	溶出量基準		株式会社エンバイオ・エン ジニアリング
	令和3年7月8日	六価クロム化合物	溶出量基準		株式会社エンバイオ・エン ジニアリング
	令和3年7月8日	ほう素及びその化合物	溶出量基準		株式会社エンバイオ・エン ジニアリング

